

議員発第 13 号

茨木市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年9月27日提出

提出者 茨木市議会議員

上 田 光 夫

福 丸 孝 之

中 内 清 孝

茨木市議会議長

上 田 嘉 夫 様

茨木市規則第 号

茨木市議会会議規則の一部を改正する規則

茨木市議会会議規則（平成15年茨木市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第60条第1項中「記名又は無記名の投票」を「記名投票」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「記名投票と」の次に「前項の」を加え、「無記名投票で」を「記名投票で」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 議長は、特に必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から理由を付け要求があるときは、無記名投票で表決をとらなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。